

第4章 子ども・若者の健康と安全

第1節 健康

1. 子どもの体格

(1) 幼児・児童・生徒の発育状況

令和4年度の幼稚園、小学校、中学校、高等学校における幼児、児童および生徒の身長、体重の県平均値を年齢別にみると、第4-1-1表のとおりとなっています。

第4-1-1表 年齢別・男女別身長・体重・座高の県平均値と1歳上との格差〔令和4年度〕

性別	学校	学年	年齢	身長 (cm)		体重 (kg)	
				平均値	1歳上との格差	平均値	1歳上との格差
男子	幼稚園		5歳	111.0	5.8	19.1	2.4
	小学校	1年生	6歳	116.8	6.2	21.5	2.9
		2年生	7歳	123.0	5.5	24.4	3.4
		3年生	8歳	128.5	5.3	27.8	3.3
		4年生	9歳	133.8	5.7	31.1	3.7
		5年生	10歳	139.5	6.8	34.8	5.1
		6年生	11歳	146.3	7.3	39.9	4.6
	中学校	1年生	12歳	153.6	7.2	44.5	4.9
		2年生	13歳	160.8	5.3	49.4	5.2
		3年生	14歳	166.1	2.3	54.6	3.8
	高等学校	1年生	15歳	168.4	1.6	58.4	1.2
		2年生	16歳	170.0	1.6	59.6	2.1
		3年生	17歳	171.6		61.7	
女子	幼稚園		5歳	110.1	5.7	18.8	2.2
	小学校	1年生	6歳	115.8	6.6	21.0	3.1
		2年生	7歳	122.4	5.6	24.1	2.8
		3年生	8歳	128.0	6.6	26.9	4.0
		4年生	9歳	134.6	7.2	30.9	4.4
		5年生	10歳	141.8	6.4	35.3	5.1
		6年生	11歳	148.2	4.0	40.4	3.3
	中学校	1年生	12歳	152.2	3.1	43.7	3.4
		2年生	13歳	155.3	1.7	47.1	2.4
		3年生	14歳	157.0	1.0	49.5	1.4
	高等学校	1年生	15歳	158.0	0.4	50.9	1.3
		2年生	16歳	158.4	0.0	52.2	△ 0.1
		3年生	17歳	158.4		52.1	

(資料)滋賀県県民生活部統計課「令和4年度学校保健統計調査結果」より

ア 身長

男子の各年齢間の身長差は、11歳と12歳の間が7.3cmと最も大きく、15歳と16歳、16歳と17歳の間が1.6cmと最も小さくなっています。

また、女子の各年齢間の身長差は、9歳と10歳の間が7.2cmと最も大きく、16歳と17歳の間の差がありませんでした。

イ 体重

男子の各年齢間の体重差は、13歳と14歳の間が5.2kgと最も大きく、また、15歳と16歳の間が1.2kgと最も小さくなっています。

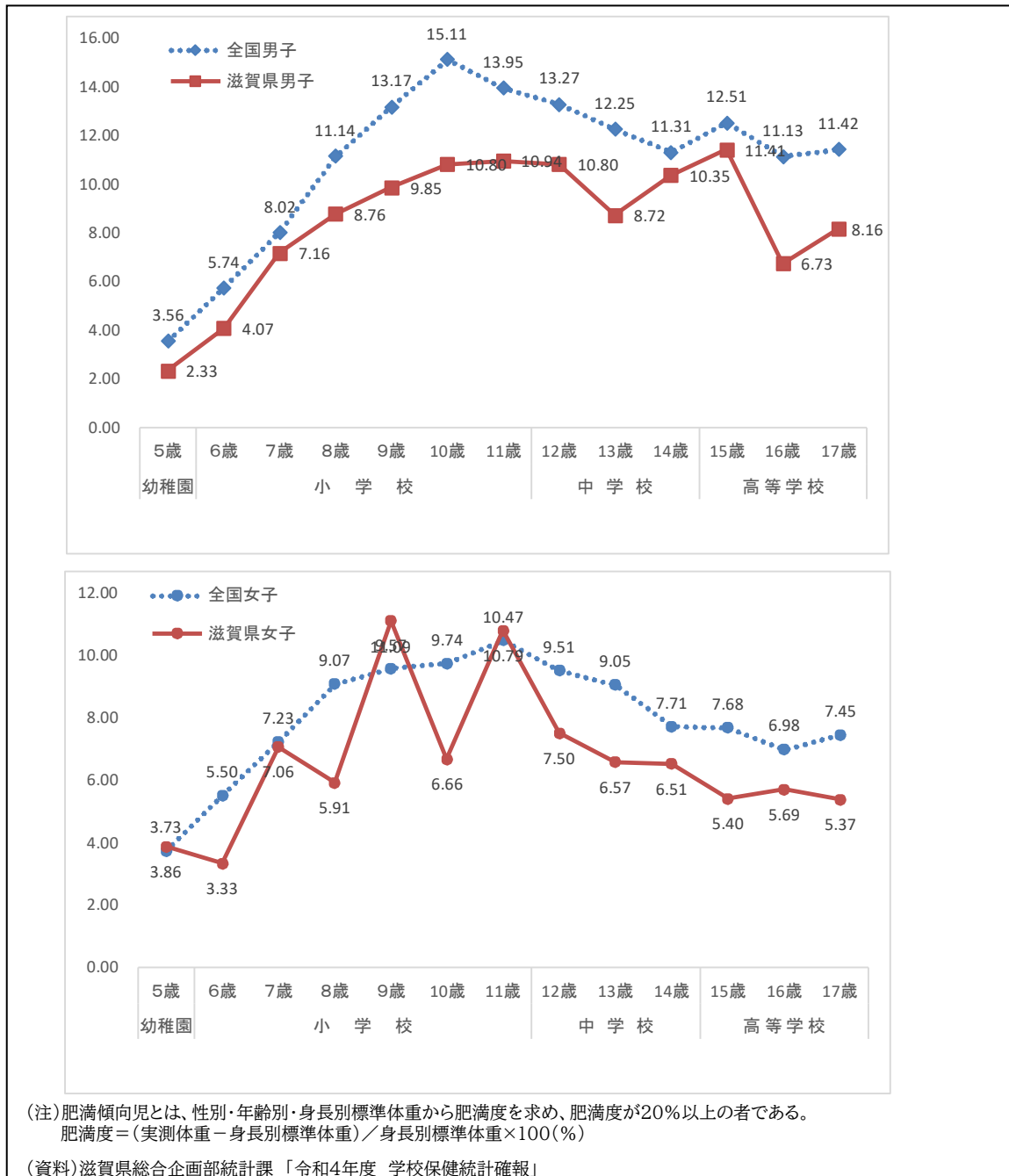
また、女子の各年齢間の体重差は10歳と11歳の間が5.1kgと最も大きく、また、15歳と16歳の間と16歳と17歳の間はほとんど差がありません。

2. 肥満・やせの状況

肥満傾向児の出現率を年齢別にみると、男子は5歳が2.33%と最も低く、女子は6歳が3.33%と最も低くなっています。

全国平均値と比べると、女子は5歳、9歳、11歳の年齢で全国平均値より高くなっています。

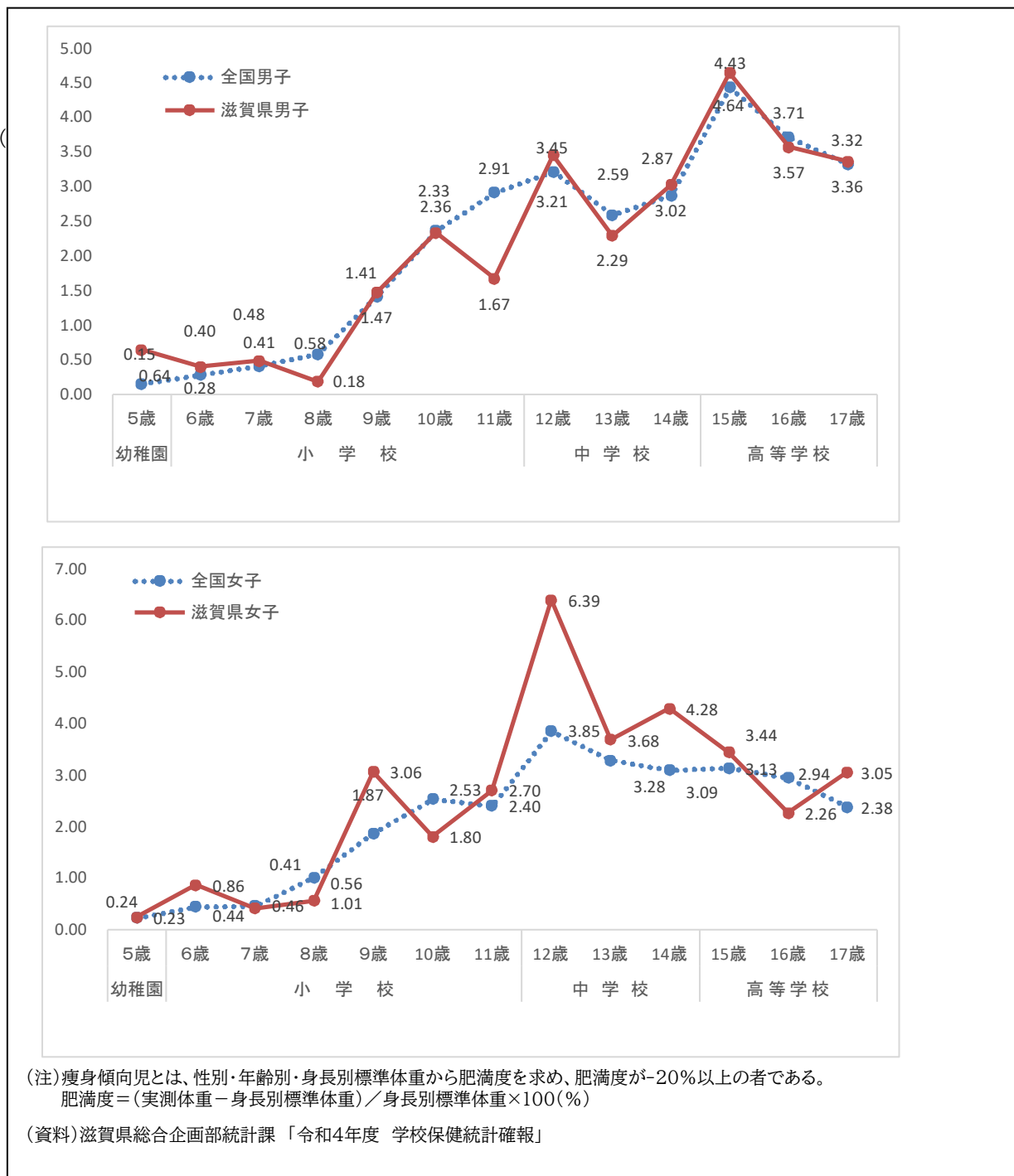
第4-1-2図 年齢別肥満傾向児の出現率〔令和4年度〕



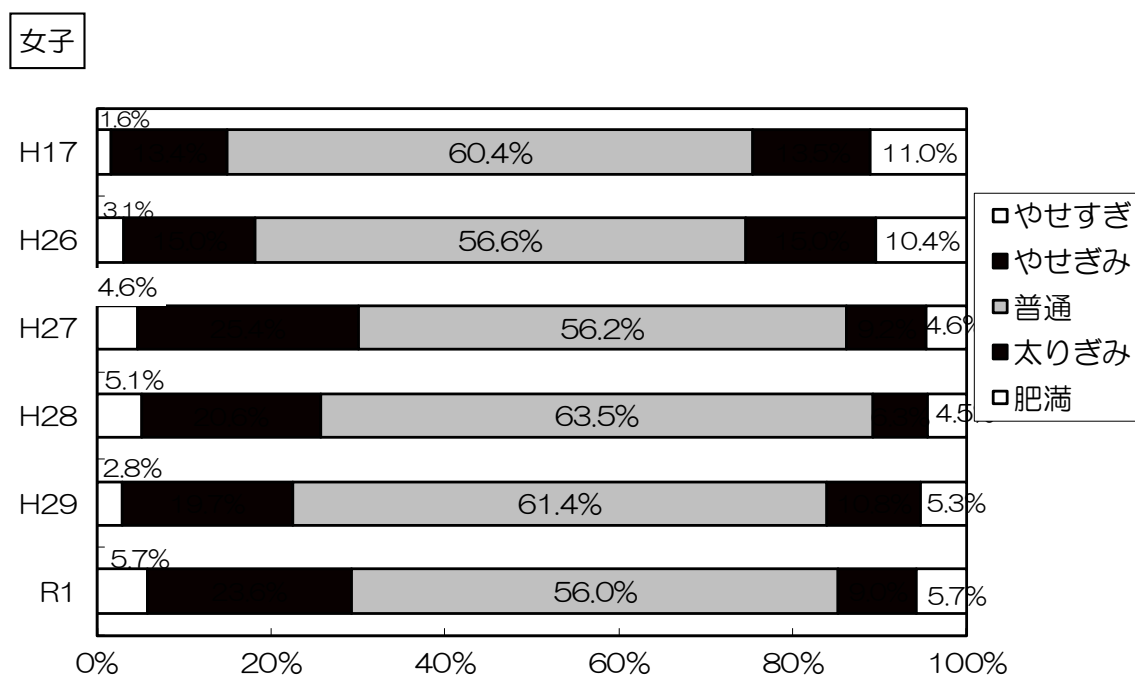
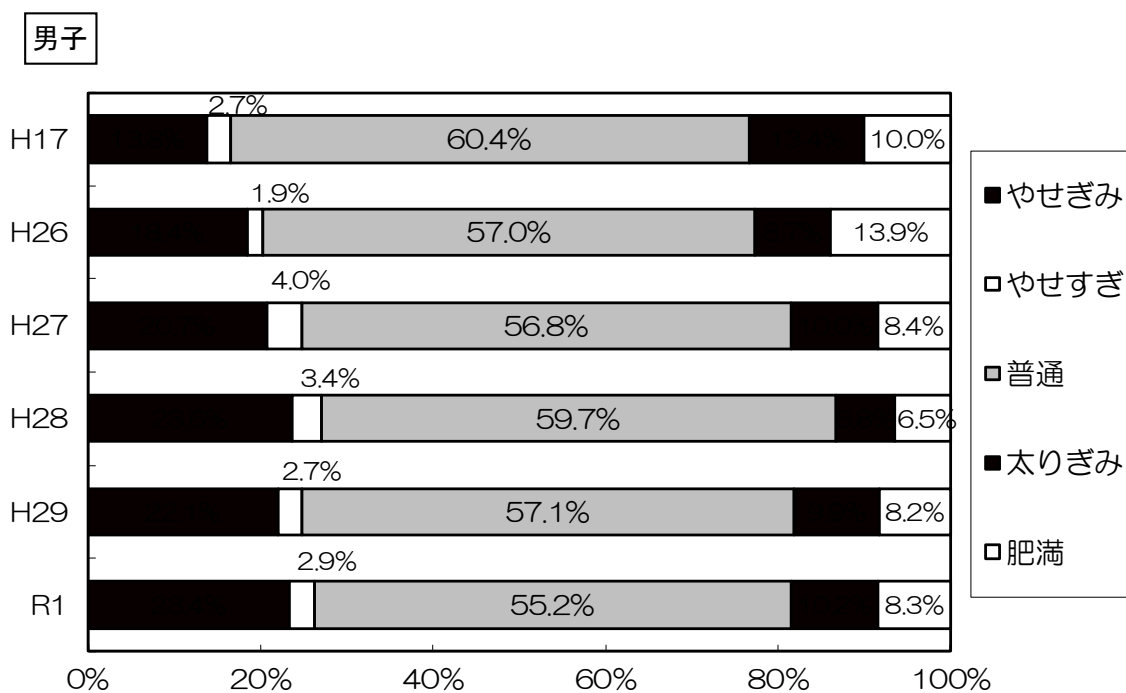
痩身傾向児の出現率を年齢別にみると、男子は15歳の4.64%が最も高く、女子は12歳の6.39%が最も高くなっています。

これを全国平均値と比べると、男子は5～7歳、9歳、12歳、14歳、15歳、17歳の年齢で全国平均値より高くなっています。女子は5歳、6歳、9歳、11歳～15歳、17歳で、全国平均値より高くなっています。

第4-1-3図 年齢別痩身傾向児の出現率〔令和4年度〕



第4-1-4図 体型の推移(6~14歳)(全国)



(注)肥満度判定において、やせすぎ：-20%未満、やせぎみ：-20%以上-10%未満、普通：-10%以上10%未満、太りすぎ：10%以上20%未満、肥満：20%以上の者としている。

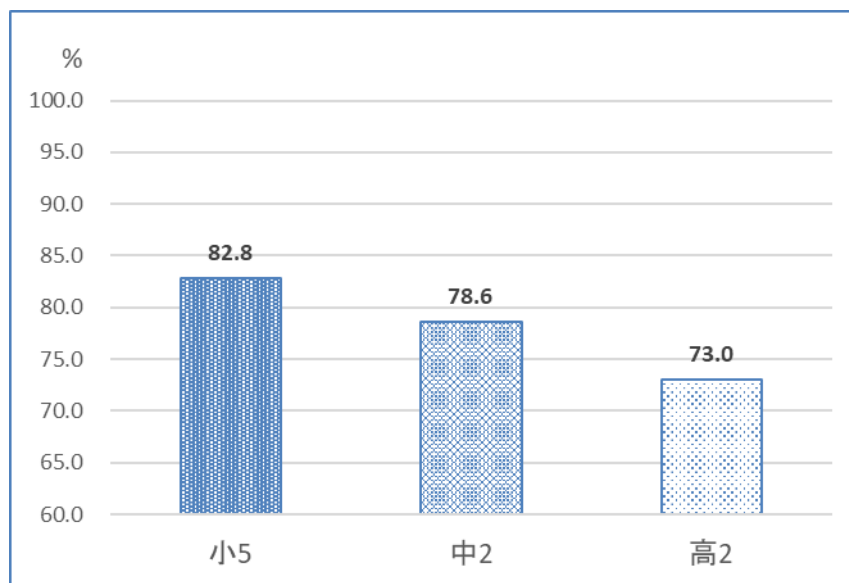
(資料)厚生労働省「令和元年国民健康・栄養調査」より

3. 朝食の摂取

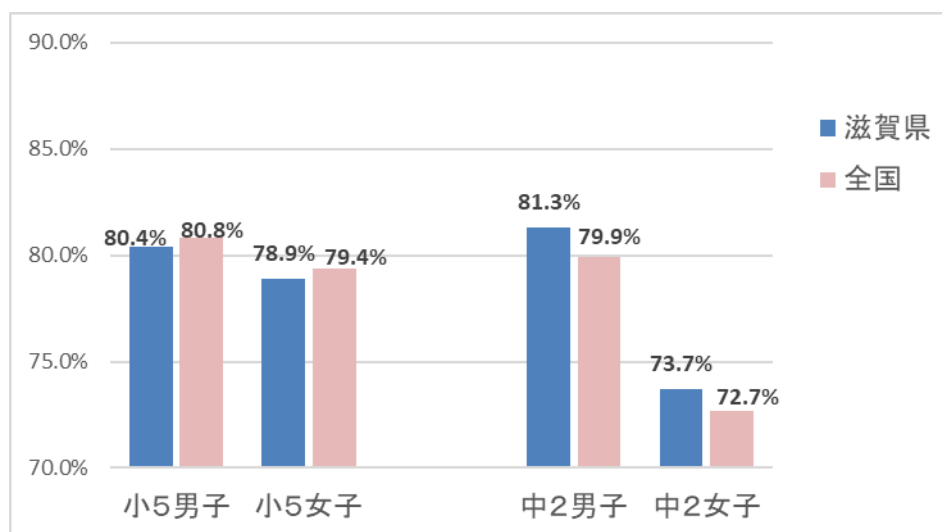
令和5年度の朝食の摂取状況(毎朝食べると回答した割合)を見ると、小学校5年生が82.8%、中学校2年生が78.8%、高校2年生が73.0%となっています。

文部科学省が実施している全国体力・運動能力、運動習慣等調査(児童生徒質問)の集計結果によると、中学校2年生は男女とも、全国平均値より高くなっています。

第4-1-5図 朝食の摂取(「毎日食べる」と回答した割合)[令和4年度]



(資料)滋賀県教育委員会事務局保健体育課「令和5年度児童生徒の朝食摂取状況調査」より



(資料)文部科学省「令和5年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査」より

第2節 災害・事故

1. 交通事故

(1) 年齢別発生状況

令和4年中の子ども(中学生以下)の死者はなく、傷者数は269人、前年と比べて傷者数は57人増加(増加率26.9%)しています。

高校生の死者は1人、傷者数96人で、前年に比べて死者数は1人増加、傷者数は5人減少(減少率5.0%)しています。

0～24歳の年齢層では、死者数は3人で前年と同数、傷者数は838人で71人増加(増加率9.3%)しています。

第4-2-1表 子ども・若者の交通事故(人の死傷を伴う事故)の推移

		50年	55年	60年	平成 2年	7年	12年	17年	22年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年
死	幼児・園児	5	9	4	2	4	1	1	1	0	0	0	1	4	1	0	0
	小学生	6	5	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0
	中学生	1	0	1	1	0	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0
	高校生	7	6	4	4	4	4	2	0	0	0	1	0	1	2	0	1
	者 0～19歳	38	33	30	26	25	11	13	2	2	2	4	2	7	6	1	2
	20～24歳	11	11	24	21	23	20	14	6	6	5	1	1	3	6	2	1
傷	幼児・園児	403	383	297	210	264	288	321	219	134	113	78	83	75	39	43	63
	小学生	337	441	369	332	381	363	491	409	237	185	190	143	124	81	91	122
	中学生	79	106	169	173	175	221	243	271	148	141	149	116	103	63	78	84
	高校生	340	250	299	304	347	435	380	367	196	185	174	164	131	103	101	96
	者 0～19歳	1,527	1,633	1,910	1,829	1,894	2,134	2,144	1,759	970	861	794	686	581	408	412	469
	20～24歳	853	743	1,129	1,374	1,861	2,119	1,901	1,326	762	646	602	524	432	340	355	369

(資料)滋賀県警察本部交通企画課

(2)状態別発生状況

子ども(中学生以下)の死傷者数は、四輪同乗中が137人(子どもの全死傷者数の50.9%)で最も多く、次いで、自転車乗用中が92人(34.2%)、歩行中が38人(14.1%)となっています。

高校生の死傷者数は、自転車乗用中が72人(高校生全死傷者数の74.2%)で最も多く、次いで四輪同乗中が20人(20.6%)となっています。

第4-2-2表 子ども・若者の交通事故状態別死傷者数(令和4年)

状態別		校種	単位(人)										
			幼児・園児		小学生		中学生		高校生		合計		
			死者	傷者	死者	傷者	死者	傷者	死者	傷者	死者	傷者	
歩 行 中	対面通行中				1							1	
	背面通行中			1	3							4	
	横 断	横断歩道				12		1		1			14
		横断歩道付近				1							1
		歩道橋付近											
		その他			1	10		2					13
	路上遊戯中				2							2	
	路上作業中												
	路上停止中												
	その他			3	1				1				5
小計			5	30		3		2				40	
自転車乗用中				1	37		54	1	71			163	
二輪車	運転中								3			3	
	同乗中												
四動車	運転中												
	同乗中			55	55		27		20			157	
その他				2								2	
合計				63	122		84	1	96			365	

(資料)滋賀県警察本部交通企画課

(3)違反別発生状況

子ども(中学生以下)の死傷者数についてみると、歩行中では、飛び出しによる死傷者が6人で全体の15.8%を占め、6人全員が小学生となっています。

自転車乗用中では、横断転回禁止違反による傷者が24人で、全体の26.1%を占め、中学生が16人と最も多く、次いで小学生が8人となっています。

高校生の自転車事故についてみると、第1当事者又は第2当事者となった事故では、安全運転義務違反が多く13人(高校生の自転車事故の16.9%)となっています。

第4-2-3表 違反別死傷者数[子ども(中学生以下)](令和4年)

単位(人・%)

違反	校種	幼児		小学生		中学生		計						
		死 者	傷 者	死 者	傷 者	死 者	傷 者	死 者	傷		死 者	傷		
									前年 対比	構成 率		前年 対比	構成 率	
歩 行	信号無視												△1	
	左側通行				1						1	1	2.6	
	車道通行												△1	
	横断歩道外横断												△1	
	斜め横断				3						3	2	7.9	
	駐車車両の直前直後横断				1		1				2		5.3	
	走行車両の直前直後横断				1		1				2	1	5.3	
	幼児のひとり歩き												△1	
	路上遊戯		1		2						3	△1	7.9	
	飛び出し				6						6	△5	15.8	
	その他		1								1	1	2.6	
	不明													
	違反なし		1		15		1				17	△2	44.7	
第3当事者以下		2		1						3	△1	7.9		
計		5		30		3				38	△8	100.0		
自 転 車 乗 用 中	信号無視				2						2	1	2.2	
	右側通行						2				2	△2	2.2	
	横断転回禁止違反				8		16				24	3	26.1	
	進路変更禁止違反													
	追越し違反													
	右折違反				3						3	2	3.3	
	左折違反				1		1				2	2	2.2	
	優先通行妨害等				3						3		3.3	
	交差点安全進行義務違反				2		4				6	△14	6.5	
	交差点徐行場所違反				8		2				10	3	10.9	
	指定場所一時不停止等				2		4				6	△3	6.5	
	自転車の通行方法違反												△1	
	安全運転 義務違反	安全不確認			2		7				9	4	9.8	
その他	その他			2		6				8	4	8.7		
不明														
違反なし				2		8				10	5	10.9		
第3当事者以下				1		3				4	2	4.3		
同乗中		1		1						2		2.2		
計		1		37		54				92	7	100.0		

(資料)滋賀県警察本部交通企画課

第4-2-4表 違反別当事者数[高校生](令和4年)

単位(人・%)

違反		区分	第一当事者	第二当事者	計	前年対比	構成率	
四 輪		信号無視						
		優先通行妨害等						
		交差点安全進行義務違反						
		ハンドル・ブレーキ操作不適						
		前方不注意	1		1	1	25.0	
		その他	3		3	2	75.0	
		不明						
		違反なし						
		計	4		4	3	100.0	
二 輪		信号無視				△	1	
		右側通行						
		最高速度違反				△	1	
		右左折違反		1	1	1	25.0	
		優先通行妨害等						
		交差点安全進行義務違反		1	1	△	1	
		徐行場所違反						
		指定場所一時不停止等						
		安全 運転	ハンドル・ブレーキ操作不適	1	1			25.0
		義務	前方不注意					
		違反	安全不確認					
		その他				△	3	
		その他	1		1	1	25.0	
	不明							
	違反なし				△	1		
	計	2	2	4	△	5	100.0	
自 転 車		信号無視	1		1	1	1.3	
		右側通行		2	2		2.6	
		右折違反	1		1	1	1.3	
		優先通行妨害等	1		1	1	1.3	
		交差点安全進行義務違反		5	5	△	4	
		徐行場所違反	1	8	9	△	1	
		指定場所一時不停止等	4		4		5.2	
		自転車の通行方法違反		1	1		1.3	
		安全運転義務違反	2	11	13	△	5	
		その他	7	20	27	4	35.1	
		不明						
		違反なし		13	13	7	16.9	
	計	17	60	77	4	100.0		
歩 行 者		横断歩道外横断						
		飛び出し						
		その他				△	1	
		不明						
		違反なし		2	2	△	2	
	計		2	2	△	3	100.0	

(資料)滋賀県警察本部交通企画課

(4)登下校(園)中の発生状況(自動車乗車中を除く)

子ども(中学生以下)の登下校中の傷者数は51人、また、高校生の登下校中の傷者数は54人で、子ども(中学生以下)および高校生とも死者はありませんでした。

状態別でみると、小学生では傷者14人のうち13人(92.9%)が歩行中でした。一方、中学生では傷者数36人のうち34人(94.4%)が自転車乗用中、高校生では傷者数54人のうち52人(96.3%)が自転車乗用中でした。

第4-2-5表 登下校(園)中の交通事故発生状況(令和4年)

単位(人)

校種	歩 行 中				自 転 車 乗 用 中				二 輪 車 乗 用 中			
	死 者		傷 者		死 者		傷 者		死 者		傷 者	
	登校	下校	登校	下校	登校	下校	登校	下校	登校	下校	登校	下校
幼 児 ・ 園 児							1					
小 学 生			6	7				1				
中 学 生			1	1			19	15				
高 校 生			2				32	20				

(資料)滋賀県警察本部交通企画課

2. 水難・船舶事故

(1) 過去5年間の水難・船舶事故の発生状況(令和4

水難・船舶事故は、毎年夏場を中心に発生しています。

過去5年間の水難・船舶事故の発生は329件であり、このうち少年が関係するものは63件で全体の約19%を占めています。

少年が関係した態様で多いものは、水難では琵琶湖や河川での水遊びや水泳中、船舶事故では同乗するモーターボートの漂流や水上オートバイの衝突になります。

第4-2-6表 過去5年間の水難・船舶事故の発生状況

項目	年別	平成30年		令和元年		令和2年		令和3年		令和4年	
	事故種別	水難	船舶	水難	船舶	水難	船舶	水難	船舶	水難	船舶
事故発生数	発生件数(件)	17	42	16	64	19	53	22	34	14	48
	総数	59		80		72		56		62	
	少年の関係件数(件)	3	7	7	10	4	7	8	7	4	6
	総数	10		17		11		15		10	
	少年の占める割合	16.9%		21.3%		15.3%		26.8%		16.1%	
死者・行方不明者	死者・行方不明者数(人)	9	3	12	1	12	2	13	1	10	0
	総数	12		13		14		14		10	
	少年の数(人)	2	0	4	0	1	0	4	0	2	0
	総数	2		4		1		4		2	
	少年の占める割合	16.7%		30.8%		7.1%		28.6%		20.0%	
負傷者	負傷者数(人)	5	20	3	25	3	29	3	20	2	26
	総数	25		28		32		23		28	
	少年の数(人)	1	3	3	2	1	0	1	2	0	3
	総数	4		5		1		3		3	
	少年の占める割合	16.0%		17.9%		3.1%		13.0%		10.7%	
無事救助者等	救助者数(人)	3	75	2	147	5	120	8	58	55	75
	総数	78		149		125		66		130	
	少年の数(人)	0	8	0	14	3	15	4	11	14	6
	総数	8		14		18		15		20	
	少年の占める割合	10.3%		9.4%		14.4%		22.7%		15.4%	
被災者合計	全被災者数(人)	17	98	17	173	20	151	24	79	67	101
	総数	115		190		171		103		168	
	少年被災者数(人)	3	11	7	16	5	15	9	13	16	9
	総数	14		23		20		22		25	
	少年の被災率(%)	17.6%	11.2%	41.2%	9.2%	25.0%	9.9%	37.5%	16.5%	23.9%	8.9%
全少年被災率(%)	12.2%		12.1%		11.7%		21.4%		14.9%		

(資料) 滋賀県警察本部地域課

(2) 令和4年中の水難・船舶事故の発生状況

令和4年中の水難・船舶事故は62件発生し、このうち少年が関係する水難が4件、船舶事故が6件発生しています。

第3節 犯罪や虐待による被害

1. 犯罪被害の状況

令和4年の刑法犯による被害少年の数は874人で、前年に比べて163人増加しました。

包括罪種別の被害では、窃盗犯による被害者数が658人と前年に比べて140人増加しており、凶悪犯による被害者数は12人で前年に比べて5人減少しました。

年齢別の被害では、13～19歳の被害者数が793人と被害少年全体の90.7%を占めています。

また、福祉犯による被害少年の数は42人で、その内、女子は30人と全体の71.4%を占めています。

※ 福祉犯とは、児童買春や児童ポルノ等、少年の心身に有害な影響を与え、少年の福祉を害する犯罪のこと

第4-3-1表 刑法犯による被害少年の数(令和3年、4年)

	令和3年				令和4年				前年比
	被害少年総数	0～5歳 (うち女)	6～12歳 (うち女)	13～19歳 (うち女)	被害少年総数	0～5歳 (うち女)	6～12歳 (うち女)	13～19歳 (うち女)	
総数	711	4 (2)	53 (29)	654 (205)	874	9 (3)	72 (27)	793 (263)	163
凶悪犯	17		1 (1)	16 (14)	12		3 (2)	9 (9)	-5
殺人	1			1 (1)					-1
強盗	2			2	1			1 (1)	-1
放火					1			1 (1)	1
不同意性交等	14		1 (1)	13 (13)	10		3 (2)	7 (7)	-4
粗暴犯	88	3 (1)	12 (6)	73 (25)	97	5 (1)	18 (7)	74 (19)	9
暴行	39		7 (4)	32 (13)	46	3 (1)	7 (4)	36 (11)	7
傷害	38	3 (1)	5 (2)	30 (7)	40	2	10 (2)	28 (5)	2
脅迫	7			7 (5)	6			6 (3)	-1
恐喝	4			4	5		1 (1)	4	1
窃盗犯	518		32 (15)	486 (118)	658		41 (9)	617 (185)	140
侵入盗	3			3 (1)	5			5 (2)	2
乗り物盗	411		26 (12)	385 (83)	548		36 (7)	512 (146)	137
非侵入盗	104		6 (3)	98 (34)	105		5 (2)	100 (37)	1
知能犯	18			18 (7)	13			13 (6)	-5
風俗犯	27		6 (6)	21 (21)	37	1 (1)	7 (7)	29 (25)	10
うち)不同意わいせつ	27		6 (6)	21 (21)	37	1 (1)	7 (7)	29 (25)	10
その他	43	1 (1)	2 (1)	40 (20)	57	3 (1)	3 (2)	51 (19)	14

(資料)滋賀県警察本部少年課

第4-3-2表 福祉を害された少年の数(令和4年)

違反法令		被害者		学齢に達しない者		小学生		中学生		高校生		大学生等		有職少年		無職少年	
		被害者 総数	(うち 女)		(うち 女)		(うち 女)		(うち 女)		(うち 女)		(うち 女)		(うち 女)		(うち 女)
総 数		42	30			3	3	22	14	14	10			1	1	2	2
風営適正化法																	
風俗営業の接待業務																	
飲食店営業の酒類提供																	
風俗営業の酒類等提供																	
児童福祉法																	
淫行させる行為																	
児童買春・児童ポルノ禁止法		14	11			3	3	7	5	3	2					1	1
児童買春		2	2					1	1	1	1						
姿態をとらせる方法による製造		10	7			1	1	6	4	2	1					1	1
特定少数に対する提供																	
盗撮製造																	
労働基準法																	
年少者に関する深夜業																	
覚醒剤取締法		1	1											1	1		
譲渡																	
使用														1	1		
大麻取締法																	
大麻取扱者以外の譲渡																	
青少年健全育成条例		27	18					15	9	11	8					1	1
二十歳未満ノ者飲酒禁止法																	
その他																	

(備考)被害少年数は実数
(資料)滋賀県警察本部少年課

2. 児童虐待の状況

児童虐待は子どもの人権を著しく侵害するもので、その心身の成長および人格の形成に重大な影響を与え、最悪の場合には、命を奪います。また、将来の世代の育成にも懸念を及ぼします。

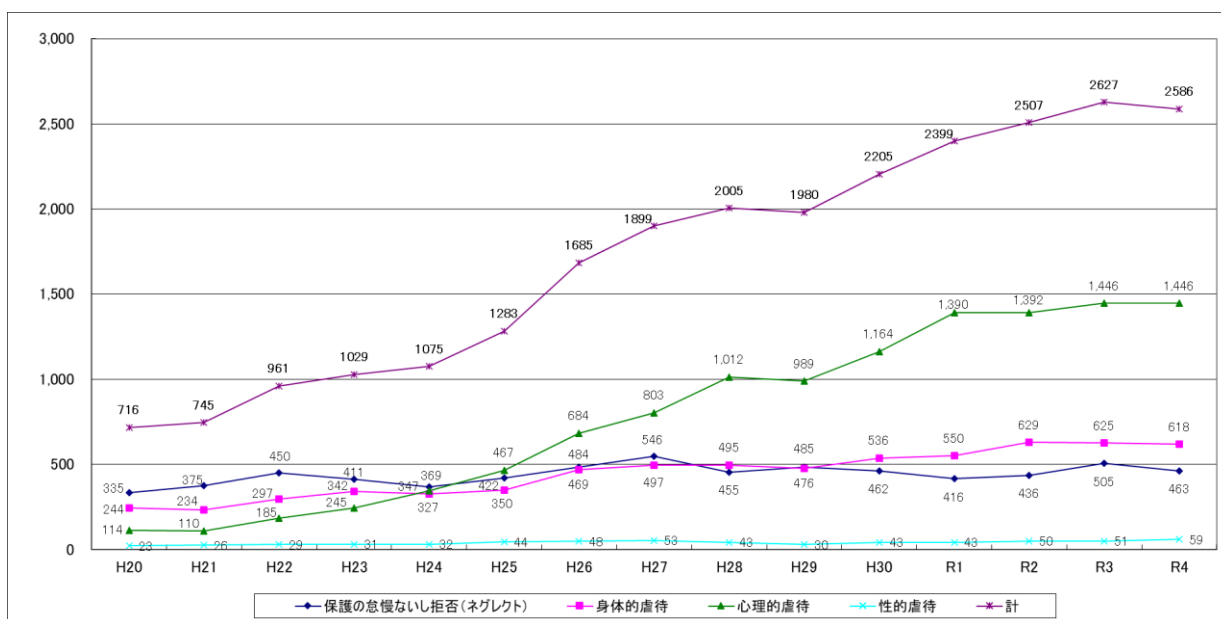
本県の児童虐待相談対応件数は年々増えつづけていましたが、令和4年度は7,901件で、前年度比で400件減少し、4.8%の減少率となっています。

国における児童虐待防止対策総合強化プランの策定や、児童福祉法等の改正により、児童相談所や市町の体制強化および専門性強化がより一層求められており、県では、市町、関係機関、県民との連携のもと、未然防止から早期発見・早期対応、子どもの保護・ケア、親子関係の修復・家庭復帰(家族の再統合)、子どもの自立までの切れ目のない総合的な支援を行っています。

《県内の児童虐待相談対応件数》

市町7,889件 + 子ども家庭相談センター2,586件 - 2,574件(連携分) = 7,901件

第4-3-3図 子ども家庭相談センターにおける虐待相談対応件数の推移



(資料)滋賀県健康医療福祉部子ども・青少年局

第4-3-4表 児童虐待による事件検挙状況(令和3年、4年)

単位(件)

区分	令和3年	令和4年	増減
身体的虐待	10	18	8
怠慢又は拒否			
性的虐待	3	8	5
心理的虐待		2	2
合計	13	28	15

(資料)滋賀県警察本部少年課

3. 子ども110番の家設置状況

「子ども110番の家」とは、子どもが「声かけ、痴漢、つきまといなどの被害に遭った」、または、「遭いそうになった」と助けを求めてきたときに、その子どもを安全に保護するとともに、警察、学校、家庭等へ連絡するなどして、地域ぐるみで子ども達の安全を守っていくボランティア活動です。

各地域では、一般家庭をはじめとする多くの県民、事業者の皆さんの御協力により、「子ども110番の家(店・車)」の設置促進と活動充実が図られています。

子ども110番の家(店・車)設置状況(令和5年3月末現在)

◎「子ども110番の家(店)」として把握している一般住宅、店舗等…………… 17,298箇所

◎「子ども110番の車」として把握をしている四輪車、二輪車等 …… 1,197台